

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第9号

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年大和市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義は、法」を「おいて使用する用語は、法において使用する用語」に改める。

第4条ただし書を削り、同条の表第2号中「非特定用途」を「特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）」に改め、同表備考第1項中「部分は、」の次に「非特定用途で、駐車施設を附置する必要がないものとして規則で定めるもの及び共同住宅の用途に供する部分（駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内に限る。）並びに」を加える。

第7条中「第18条第2項」の次に「若しくは第4項」を、「通知」の次に「（第10条第3項において「確認の申請等」という。）」を加える。

第9条第2項中「3. 7メートル以上、奥行6メートル以上」の次に「、はり下の高さ2. 3メートル以上」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

第10条第3項中「建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知」を「確認の申請等」に改める。

第17条を削り、第16条を第18条とする。

第15条第2項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第17条とし、第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出）

第13条 第7条の規定による届出をした駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日

(2) 第9条第2項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定及び第13条を第14条とし、第12条の次に1条を加える改正規定 令和8年10月1日

(経過措置)

2 改正後の第9条第2項の規定は、前項第2号に定める日以後に新築、増築及び第6条に規定する大規模の修繕等（以下「新築等」と総称する。）の工事に着手する建築物について適用し、同日前に新築等の工事に着手する建築物については、なお従前の例による。

3 改正後の第13条の規定は、第1項第2号に定める日以後に第7条の規定による届出に係る駐車施設を廃止した場合について適用する。